

田布施町立田布施西小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
令和5年4月改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、これまでもいじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、児童が主体となる授業づくり、学校行事を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組や、毎学期の教育相談週間・定期的な生活アンケートの実施等の早期発見の取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での早期対応の取組を進めてきた。

しかしながら、近年、通信ゲームやスマートフォン等を通じてのインターネット上のコミュニケーションに係るトラブルが発生するなどの課題も見られた。

こうしたことから、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」を参酌して「田布施町立田布施西小学校いじめ防止基本方針」を定める。

本校では、平成25年度から「元気・本気・根気・やる気・和気」の5つの気があふれる学校にしよう!というスローガンを掲げ、児童・教職員・保護者とともに全校体制で取り組んできた。その中でも特に「和気」では、児童の具体的取り組みとして「みんなと仲良く和気あいあい」を掲げ、教職員の具体的取り組みとして「常にみんなと一丸となって取り組む雰囲気をつくり、いじめを許さない姿勢」を掲げてきた。

今後もこの方針を継続して行っていく、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいきたい。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ◇ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◇ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◇ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ◇ 金品をたかられる
- ◇ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ◇ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ◇ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するこ

とが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた児童への教育的な配慮やいじめられた児童の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応を取る。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任や教科担当、委員会等担当教職員が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、町教育委員会等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

II いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、「心づくり部」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○ いじめ対策委員会

学期ごとの校内委員(校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭)による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等を行う。

・ 構成

管理職、保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭

※ 必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

- ・ 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口設置
- ◇ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定
- ◇ 保護者との連携

- 心づくり部会 等

毎月の定例会議、事案発生時に緊急会議等

- ・ 構成

生徒指導主任、教育相談担当教員、養護教諭 他

※ 必要に応じ、当該学級担任・委員会担当・地区担当教員等を加える。

- ・ 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、関係児童への生徒指導 等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、児童の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を具体的に行う。
- ・ 児童がいじめ問題を自分ごととして捉え、考え議論することにより、心の通う人間関係を構築する素地を養う活動を重視した授業を推進する。
- ・ 社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」と「心づくり部会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未然防止 (いじめの予防)

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・ すべての児童の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに、生活アンケートや学校生活アンケートなどを活用するなどの取組を行い、児童理解に努める。
- ・ 切れ目のない支援体制を構築するため、幼保小中高連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫しいじめの防止等の対策に取り組む。

(2) 教育活動全体を通じた取組

- ・ 自ら考え、判断し、表現する学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる、授業づくりに努める。
- ・ すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
- ・ 児童が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動活動をはじめ、学校行事、児童会、クラブ活動等において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。
- ・ 学校行事やボランティア活動、AFPYを活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。
- ・ インターネットやスマートフォン等を通じた誹謗中傷、個人情報の流出等のいじめ防止に向けて、道徳教育・人権教育・情報教育等により計画的に取り組むとともに、保護者啓発も含めた外部講師による情報モラル教室等の開催等を工夫する。

(3) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ PTA、学校運営協議会委員、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 児童の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見 (把握しにくいいじめの発見)

(1) 校内指導体制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、保護者と緊密に連携し、週一全校生活アンケート、各学期の教育相談に取り組むとともに、担任を中心に全教職員できめ細かく児童を見守る体制をつくる。
- ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組に加え、日々の児童観察により、様々な手段で児童の不安や悩みをしっかりと受け止める。

(2) 家庭・地域との連携

- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応 (現に起こっているいじめへの対応)

(1) 早期対応のための本校の体制

- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係(時・場所・人・態様等)の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

(2) いじめへの対応

- ・ いじめられている児童を守り抜くとともに、いじめている児童に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
- ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる児童や、見て見ぬふりをする児童に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
- ・ いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援や心のケア等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
- ・ インターネットやスマートフォン等を通じて行われるいじめに対しては、いじめを受けた児童からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。
- ・ いじめられている児童の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、

児童のためにいじめを解決していく。

- ・ いじめている児童の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

(3) 地域・関係機関との連携

- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」(平成16年4月施行)による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」(平成22年11月策定)に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

3 重大事態への対応

重大事態とは(法第28条)

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(児童が自殺を企図した場合等)
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。)
- ※ 児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに町教育委員会に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、教育委員会が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

III 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、PTA組織に部会を設置するとともに、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

1 本校の相談窓口

田布施町立田布施西小学校 代表

0820-52-2051

2 関係機関等の相談窓口

- 24時間子どもSOSダイヤル(やまぐち子どもSOSダイヤル) 0120-0-78310
- 田布施町教育委員会(学校教育課) 0820-52-5812
- こどもの人権110番(山口地方法務局) 0120-007-110
- サイバー犯罪対策室(山口県警本部) 083-922-8983
- ヤングテレホン・やまぐち(山口県警本部) 0120-49-5150
- ふれあい総合テレホン(やまぐち総合教育支援センター) 083-987-1240
- 山口県教育庁行政相談室(教育庁教育政策課) 083-933-4531
- ふれあいメール(やまぐち総合教育支援センター) soudan@center.ysn21.jp

3 いじめの防止等に向けた年間計画

令和6年度田布施町立田布施西小学校いじめの防止等に向けた年間計画

月	いじめ対策委員会等	学校行事	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 (いじめ防止基本方針) 児童情報共有会	始業式 入学式 なかよし班結団式	学校いじめ防止基本 方針の通知 HP更新 PTA役員会 個人懇談会	校区連絡協議会 担当者確認(警察等関係機 関) 学校運営協議会①
5	児童情報共有会 運動会の参加について (特別支援教育)			小中連携教育相談 交通安全教室
6	取組状況検討会① (教育相談集約・情報 共有) 児童情報共有会	運動会 宿泊学習(5年) 学校生活アンケート① 教育相談週間①(全学年)	運動会 校内巡視	学校運営協議会② GHP(6年)
7	児童情報共有会	終業式	保護者アンケート① 保護者会(全学年)	生徒指導主任会 学校運営協議会③
8	人権教育研修 夏季休業明け情報共有			幼保小中連携会議
9	児童情報共有会	始業式		
10	いじめ防止・根絶に向 けた取組状況の確認 児童情報共有会	参観日(人権教育) 修学旅行(6年)	いじめ防止・根絶キ ャンペーン	学校運営協議会④
11	いじめ対策委員会 児童情報共有会	学校生活アンケート② 教育相談週間②(全学年)	PTA役員会	
12	取組状況検討会② (結果集約・情報共有) 児童情報共有会	終業式	保護者アンケート② 保護者会(全学年)	生徒指導主任会 学校運営協議会⑤ 幼保小中連携会議
1	児童情報共有会	始業式		
2	生徒指導上の課題集約 取組状況検討会③ (結果集約・情報共有) 0年生ハイリスク児童 抽出 児童情報共有会	学校生活アンケート③(1~5 年) 教育相談週間③(全学年)	PTA役員会 学級懇談会	学校運営協議会⑥ 幼保小中連携合同研修会 幼稚園・保育園参観 小中引き継ぎ会 地域ふれあいの会
3	児童情報共有会 0年生要支援児童教育 相談実施	卒業式 修了式	合同校外巡視	合同校外巡視(健全育成町 民会議) 学校運営協議会⑦ 生徒指導主任会

※毎週一度学校生活アンケートを実施し、気になる児童へは教育相談を実施する。また、気になる児童の情報については、毎週金曜日の職員終礼の際に出し合い、全職員で情報共有を行う。